

6 入所者傷害事故補償制度

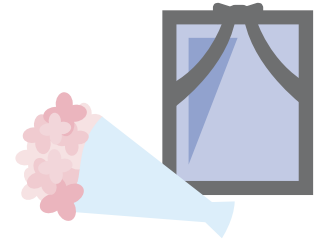
(準記名式契約(全員付保)特約セット団体総合生活補償保険(標準型))

加入対象

介護保険法・障害者総合支援法に基づく事業者・施設
老人・障害者・児童等の施設サービスを実施する入所型施設

◆この制度の特長

- ①施設の入所者が急激・偶然・外来の事故によるケガをされ、死亡または後遺障害を被った場合、「災害見舞金補償」や他の保険、賠償金とは別に、保険金をお支払いします。
※死亡・後遺障害のみを補償します。傷害死亡保険金は特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
- ②施設の内外を問わず、補償します。



◆被保険者(補償の対象者)

入所型施設の入所者(ショートステイを含むことができます)
※ショートステイを含む受入定員数でお申込みください。

◆お支払いの対象となる主な事故例

- ショートステイの入所者が夜間ベッドから転落し、頭を強く打って死亡した。

◆保険金額と保険料

加入タイプ	標準プラン	スリムプラン
傷害死亡・後遺障害保険金額 ★傷害補償(標準型)特約	1,000万円	200万円
一時払保険料	12,800円 × 施設定員数	2,560円 × 施設定員数

※上記は施設入所者全員が職種級別A(事務職、有職者以外等)の保険料です。
それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご注意

- 被保険者(補償の対象者)となる方の名簿は常時備え付けてください(名簿に記載のない方は補償の対象外となります。ご注意ください。)。事故発生時などにご提出いただくことがあります。
また、定員数の変更時には保険料の返還または追加のお支払いが必要になりますので、お知らせください。
なお、補償の対象者数が2名以上の場合に、ご加入いただけます。